

## 米国：対中追加関税に関する続報 4

### －2020年8月7日が適用除外期限となる自転車関連製品の取り扱いについて－

米国による対中追加関税については、まず2019年5月に以下のとおり報告した。

[http://www.ibpi.or.jp/report\\_pdf/rep\\_us\\_20190520.pdf](http://www.ibpi.or.jp/report_pdf/rep_us_20190520.pdf)

その後2019年10月に続報として以下の報告を行った。

[http://www.ibpi.or.jp/report\\_pdf/rep\\_us\\_20191017.pdf](http://www.ibpi.or.jp/report_pdf/rep_us_20191017.pdf)

更にその後2020年1月に続報2として以下の報告を行った。

[http://www.ibpi.or.jp/report\\_pdf/rep\\_us\\_20200124.pdf](http://www.ibpi.or.jp/report_pdf/rep_us_20200124.pdf)

引き続き2020年5月に続報3として以下の報告を行った。

[http://www.ibpi.or.jp/report\\_pdf/rep\\_us\\_20200521\\_2.pdf](http://www.ibpi.or.jp/report_pdf/rep_us_20200521_2.pdf)

#### 2020年12月31日まで適用除外が延長されたもの

既報の通り、米国通商代表部では適用除外制度を設け、意見公募のうえ適用除外品目を適宜発表してきたが、その多くの適用除外期限が2020年8月7日までとされていた。このほど米国通商代表部は、これらのうち2020年12月31日まで適用除外を延長するものについて2020年8月6日付米国官報(仮)で発表をおこなった後、8月11日付米国官報で正式に発表した。

米国官報 2020年8月11日付

[https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Notice\\_of\\_Extensions\\_for\\_Exclusions\\_Expiring\\_August\\_7\\_2020.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Notice_of_Extensions_for_Exclusions_Expiring_August_7_2020.pdf)

このうち自転車関連製品で2020年12月31日まで適用除外が延長となった品目は以下のとおりである。

(1)前後の車輪径がともに50cmを超えない自転車(8712.00.1510)

・参考：米国官報 2020年8月11日付(4ページ目の19)

(2)前後の車輪径がともに50cmを超え55cmを超えない自転車(8712.00.1520)

・参考：米国官報 2020年8月11日付(4ページ目の20)

(3)前後の車輪径がともに55cmを超え63.5cmを超えない自転車(8712.00.1550)

・参考：米国官報 2020年8月11日付(4ページ目の21)

(4)ロードバイク(8712.00.2500)の中で、前後車輪径が共に69cmを超え71cmを超えないアルミ又はマグネシウム合金製ホイールのもので、タイヤ幅は3.5cm、アルミ製フレームで、ポリウレタン又はカーボンファイバーコードドライブベルトを用い、後ハブが3速7速又は12速でツイストシフター式のもの

・参考：米国官報 2020年8月11日付(17ページ目の221)

(5)ロードバイク(8712.00.2500)の中でシングルスピードのもの

・参考：米国官報 2020年8月11日付(17ページ目の222)

(6)前後の車輪径が63.5cmを超えるその他の自転車(8712.00.3500)の中で、3速以下、コースターブレーキ付きのもの

・参考：米国官報 2020年8月11日付(17ページ目の223)

- (7)その他の自転車(8712.00.4800)の中で、ドロップバーハンドル、チューブレスタイヤ、折り畳み式のもの(マウンテンバイクタイプを含む)
  - ・参考：米国官報 2020 年 8 月 11 日付(17 ページ目の 224)
- (8)自転車用フレームの中で\$600 を超えないもの(8714.91.3000)のうち、カーボンファイバー製のもの
  - ・参考：米国官報 2020 年 8 月 11 日付(17 ページ目の 225)
- (9)自転車用サドル(8714.95.0000)の中で、プラスチック製又は人造繊維製或いはこれら両方を用いた表皮を使用したもの
  - ・参考：米国官報 2020 年 8 月 11 日付(17 ページ目の 226)

### 適用除外の延長が認められなかったもの

既報の品目の中で 2020 年 8 月 7 日が適用除外の期限とされ、8 月 11 日付米国官報で延長品目にリストアップされず、結果として 8 月 7 日で適用除外の期限が切れ、25%の追加関税が賦課されることになった品目は以下のとおりである。

- (1)自転車用スピードメーター(9029.20.2000)の中で、ハンドルバー装着仕様のワイヤー付きのもので、現在の速度・平均速度・最高速度・走行距離・累積走行距離・経過時間・現在の時刻の 7 つの数値を計測しデジタル表示できるもの
- (2)前後車輪径が異なるロードバイク(8712.00.4400)の中で、シングルスピード、スチール製フレームのもので、アルミ製ステム・リム・クランクセットを用い、乗員との接触部がプラスチック製のもの
- (3)前後の車輪径が 63.5cm を超えるその他の自転車(8712.00.3500)の中で、フィックスギア、コースターブレーキ付きのもの
- (4)ロードバイク(8712.00.2500)の中で、マルチスピードのもの
- (5)その他の自転車(8712.00.4800)の中で、前後の車輪径がともに 25cm を超え 70cm を超えないアルミホイール製のもので \$45 以下のもの
- (6)自転車用リム(8714.92.1000)の中で、直径が 30cm 以上 75cm を超えないもの
- (7)自転車用リム(8714.92.1000)の中で、アルミ製、直径が 451mm 以上 622mm を超えないもの

ロードバイクはその多くが適用除外から外れたものと思われる。また期限切れの(3)は、除外延長の(6)に包含されているようにも思われるが、官報発表内容に従って既述した。同様に期限切れの(7)は既報のとおり期限切れの(6)に包含されると思われるが、やはり官報発表内容に従って既述した。

以 上